

P T長試案の基本的な考え方

1 会議の目的

- 1 国民主権の充実のためにも、地域における住民主体の行政の確立のための国・地方のあり方を検討し、地方分権を推進する。
 - 2 国が企画・立案する施策の多くを地方が実施しているが、立案される施策と現場の実態との間にずれが生じ、多くの無駄・矛盾・手戻りが発生した。施策立案段階から国・地方が緊密に連携することにより、行政の無駄を無くし効果的な施策の制度化を図る。したがって、内閣と地方の「行政」調整を行う会議となる。
- また、単に地方から政府に陳情・要望する場ではなく、政府と地方が双方向に企画立案の提案を行う対等の場とする。

2 会議の構成

- 議長：内閣総理大臣
 - 副議長：地方議員から選出
 - 議員：内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、総理が指定する大臣
「地方公共団体の長及び議会の長の全国的連合組織」の代表者
議長が認める臨時議員
- ※ 法制上の協議の場であるため、地方の代表は、法的に明確化（地方自治法263条の3）された全国的連合組織の代表者
- 会議は議長が招集、地方議員は招集を請求できる。
 - 地方の首長等と政務三役など、政治レベルで交渉を積み重ねていくため、分科会議を置く。

3 会議の対象事項

- 政府は、地方に関連する重要な施策の企画・立案をしようとする場合、協議しなければならない。
- 協議事項を明確化するため、「地方財政計画の基本的な内容に関するもの」など14項目を列挙している。こうした事項について分科会議により議論を重ねることになるが、協議事項については財政に関する項目を含め、今後疑義が生じないように、できるだけ詳細にした。

4 会議決定のプロセスと拘束力

- 会議は、議長が、協議に付すべき事項を示して招集。
- 原則として、全員一致をもって議決。ただし、議員全員が了解した事項は、別途政令で定める方法で議決。
- 議員は、議員全員の一致が得られないときは、再議を求めることができる。
- 議員は決定された結果を尊重。

5 会議の結果の取扱い

- 調整が整わなかった事項に関し、国・地方はそれぞれ国会に意見書を提出。
- 法令違反と認めるときなど、合理的理由がある場合、第三者による判定等仲裁の制度が必要であり、国地方係争処理委員会に審査を申し出ることができることとした。